

雇用調整助成金の特例措置の拡大(緊急雇用安定助成金含む)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用保険被保険者とならない労働者について、休業等により雇用調整を行う林業経営体も本助成金の対象となります！

【助成額】

労働者をやむを得ず休業させた際に、支払った休業手当等の額の8/10^{*}を助成等(解雇等をしていない場合等は助成率は10/10^{*})

(上限15,000円/日) ←既に申請手続きを行われた方にも遡って適用されます。

※ 常時使用する従業員の数が300人以下、又は、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の場合

【助成対象期間】 4月1日～9月30日

【提出書類について】 休業等実施計画の提出が不要となるなど、大幅に簡素化されました。オンラインによる申請も可能です。(現在、システムの整備中)

【助成対象事業主】

令和2年1月23日以前より事業を開始し、雇用契約を締結している労働者がおり、次のいずれかに該当する林業経営体

※詳細は、厚生労働省の本助成金のリーフレット・助成金要領をご覧ください。

A 雇用保険又は労働者災害補償保険に加入している林業経営体

→ 最寄りの労働局又はハローワーク(下のQRコード)、雇用調整助成金等コールセンター(0120-60-3999)にお問い合わせ下さい

(助成金の詳細・申請書)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

(労働局、ハローワークの問合せ一覧)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html

(助成金の詳細・申請書) (問合せ先)



- B
- ・ Aに該当しない雇用保険の暫定任意適用事業所^{*}である林業経営体
 - ※ 常時5人未満の労働者を雇用する個人経営の林業経営体
 - ・ Aに該当しない労働者災害補償保険の暫定任意適用事業所^{*}である林業経営体
 - ※ 労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延べ労働者数が300人未満の個人経営の林業経営体

→ 助成金の申請には、林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。
詳細は裏面をご確認のうえ、下記まで提出してください。

林野庁林政部経営課 林業労働対策室 (郵送のみ)

住所：〒100-8952 千代田区霞が関1-2-1

電話：03-6744-0483

申請様式及び手続きフロー

【林野庁への提出期限】

厚生労働省への提出期限の2週間前までに提出願います。

【林野庁への提出書類】

- ① 農業等個人事業所に係る証明申請書（様式第1号）
- ② 事前要件確認書（様式第3号）
- ③ 添付書類一式
 - ・ 住民票（個人番号省略で3ヶ月以内のもの。コピー不可。）
 - ・ 林業を営む事業実態が分かる書類（林業に係る請負契約書。もしくは事業内容が分かる納品書・請求書・領収書等で1年以内のもの。）
 - ・ 返信に必要な額の切手を貼付し返信先の住所を記載した封筒

【厚生労働省への提出期限】 ※④については、「1ヶ月毎」に作成願います。

- ・ **4～6月分**については、**8月31日まで**
- ・ **7月分以降**については、**末日の翌日から2ヶ月以内**に提出願います。

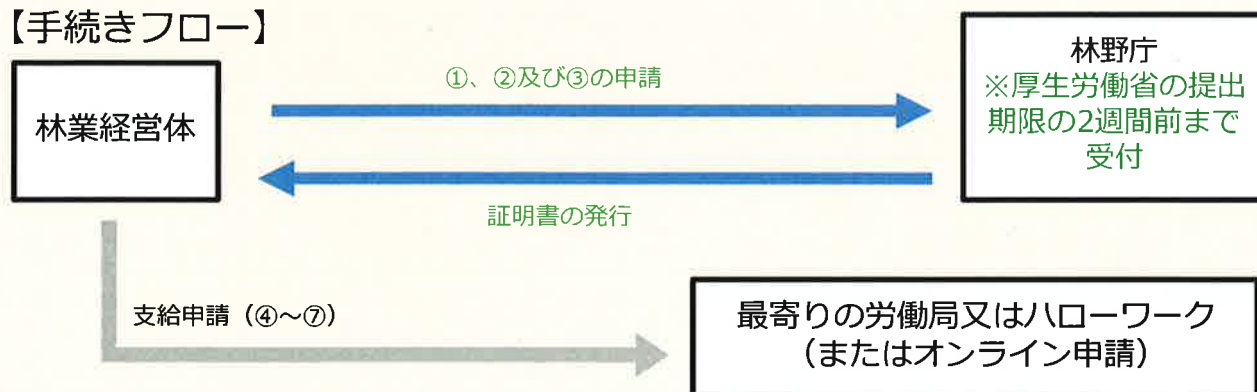
【厚生労働省への提出書類】

- ④ 休業実績一覧表：様式小第2号
（新型コロナウイルス感染症関係）（小規模事業主用様式）
※休業の実績について、従業員毎に記載願います。
- ⑤ 支給申請書：様式小第1号
（新型コロナウイルス感染症関係）（小規模事業主用様式）
※雇用保険、労災保険のいずれにも加入していない場合は、「農業等個人事業所に係る証明書を添付」と記載願います。
- ⑥ 支給要件確認申立書：様式小第3号
（新型コロナウイルス感染症関係）（小規模事業主用様式）
※法人番号を有しない場合、「農業等個人事業所に係る証明書を添付」と記載願います。
- ⑦ 添付書類一式（様式任意）
 - ・ 比較した月の売上がわかる書類（売上簿、収入簿等）
※売上が減少した月と、比較対象とする月の2月分が必要です。
2回目以降は提出不要です。
 - ・ 休業させた日や時間がわかる書類（出勤簿、シフト表等）
 - ・ 休業手当や賃金額がわかる書類（給与明細写し等） ・ （役員がいる場合）役員名簿
 - ・ 農業等個人事業所に係る証明書※二回目以降の申請は、写しを使用願います。

※申請に当たっては、「緊急雇用安定助成金支給申請マニュアル」を参照願います。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000636724.pdf>

【手続きフロー】



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休校となった小学校等に通う子供等のお世話をする保護者である労働者に対し、有給休暇(労基法上の年次有給休暇を除く。以下同じ)を取得させた林業経営体も本助成金の対象となります！

【助成額】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額※1を助成

①令和2年2月27日から3月31日までに取得させた休業等(上限8,330円/日)

②令和2年4月1日から9月30日までに取得させた休業等(上限15,000円/日)※2

※1 具体的には、対象労働者の日額換算賃金額(通常の賃金を日額換算したもの)×有給休暇日数

※2 既に申請手続きを行われた方にも遡って適用されます。

【助成対象期間】

有給休暇の取得日が2月27日から9月30日までの期間にある場合

【受付期間】

3月18日から12月28日まで

(農業等個人事業所に係る証明書の申請受付期間は12月11日まで)

【助成対象事業主】

対象労働者による有給休暇の申出により、有給休暇を取得させた以下に該当する林業経営体

※詳細は、厚生労働省の本助成金のリーフレット・助成金要領をご覧ください。

A 雇用保険又は労働者災害補償保険に加入している林業経営体



学校等休業助成金・支援金等コールセンター(0120-60-3999)
にお問い合わせください。

(助成金の詳細・申請様式等)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

(助成金の詳細・申請様式等)



- B
- ・ Aに該当しない雇用保険の暫定任意適用事業所※である林業経営体
※常時5人未満の労働者を雇用する個人経営の林業経営体
 - ・ Aに該当しない労働者災害補償保険の暫定任意適用事業所※である林業経営体
※労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延べ労働者数が300人未満の個人経営の林業経営体



助成金の申請には、林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。詳細は裏面をご確認のうえ、下記まで提出してください。

林野庁林政部経営課 林業労働対策室(郵送のみ)

住所：〒100-8952 千代田区霞が関1-2-1

電話：03-6744-0483

申請様式及び手続きフロー

【必要な申請書類】

(農林水産省で定めた様式)

- ①農業等個人事業所に係る証明申請書 (様式第1号)
- ②事前要件確認書 (様式第5号)
- ③添付書類一式
 - ・住民票 (個人番号省略で3ヶ月以内のもの。コピー不可。)
 - ・林業を営む事業実態が分かる書類 (林業に係る請負契約書。もしくは事業内容が分かる納品書・請求書・領収書等で1年以内のもの。)
 - ・返信に必要な額の切手を貼付し返信先の住所を記載した封筒

(厚生労働省で定めた様式)

- ④申請様式
 - ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金支給申請書 (様式第1号①、②)
 - ※雇用保険、労災保険に加入していない場合は、「農業等個人事業所に係る証明書を添付」と記載願います。
 - ・有給休暇取得確認書 (様式第2号)
- ⑤添付書類一式
 - ・対象労働者が雇用されていることを確認できる書類 (例：労働者名簿、雇用契約書、労働条件通知書等)
 - ・対象労働者が有給休暇を取得したことが確認できる書類 (例：休暇申出書、休暇簿、出勤簿、タイムカード等)
 - ・対象労働者の有給休暇について、年次有給休暇の場合と同等の賃金が支払われたことが確認できる書類 (例：賃金台帳等)
 - ・対象労働者の通常の賃金が確認できる書類 (例：賃金台帳、労働条件通知書等)
 - ・対象労働者の所定労働日や所定労働時間が確認できる書類 (例：労働条件通知書、就業規則、勤務カレンダー等)
 - ・小学校等が臨時休業等をしたことについて確認できる書類 (例：小学校等からの臨時休業等に係るお知らせ、当該書類が無い場合は小学校等の休業期間を記入した有給休暇取得確認書)
 - ・対象雇用主に雇用されており、申請日時点において、1日以上勤務していることが確認できる書類 (例：労働要件通知書に加え、出勤簿、タイムカード等)
 - ・助成金申請事業主の振込口座が確認できる書類 (例：通帳、キャッシュカード (申請者氏名、銀行名 (支店名)、口座番号が分かるものに限る))
 - ・農業等個人事業所に係る証明書 (複数回申請される場合、二回目以降の申請は、写しを使用ください。)

【手続きフロー】

